

地域密着型通所介護の基準創設に伴う整理

- 平成28年度に地域密着型通所介護が創設されることに伴い、地域との連携や運営の透明性を確保するための運営推進会議の設置など、新たに基準を設ける。
- 当該基準の創設に当たっては、現行の居宅サービス基準に係る通所介護に関する規定を参考としつつ、地域密着型サービス特有の観点を踏まえた基準を規定する必要がある、療養通所介護も同旨の改正を行う（平成28年度施行）。
- また、「通所介護」であるという観点から、認知症対応型通所介護に関する規定についても、同旨の改正を行う（平成28年度施行）。

| | 地域との連携に関する規定 | | |
|---------------|----------------------------|----------------------|---|
| | 運営推進会議の設置 (おおむね6月に1回以上) | 事業運営にあたっての 地域との交流 | 事業所と同一の建物に居住する 者以外へのサービス提供に 関する努力義務規定 |
| 地域密着型通所介護(新設) | ○ | ○ | ○ |
| 療養通所介護(新設) | ○(※) | ○ | ○ |
| 認知症対応型通所介護 | ○ | (既に規定あり) | ○ |

※ 療養通所介護については、現行上の基準に規定されている「安全・サービス提供管理委員会」が担う機能を平成28年度以降も引き続き求めることとし、運営推進会議の設置に関する事項については一定の配慮をすることとしてはどうか。

(参考) 地域密着型サービスにおける地域との連携等に関する規定

○指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準

【以下の規定は小規模多機能型居宅介護の場合】

(地域との連携等)

第八十五条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、指定小規模多機能型居宅介護事業所が所在する市町村の職員又は当該指定小規模多機能型居宅介護事業所が所在する区域を管轄する法第十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センターの職員、小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等により構成される協議会(以下この項において「運営推進会議」という。)を設置し、おおむね二月に一回以上、運営推進会議に対し通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

- 2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。
- 3 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。
- 4 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定小規模多機能型居宅介護に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。
- 5 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定小規模多機能型居宅介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定小規模多機能型居宅介護の提供を行うよう努めなければならない。

○指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準

(安全・サービス提供管理委員会の設置)

第五十五条の十七 指定療養通所介護事業者は、安全かつ適切なサービスの提供を確保するため、地域の医療関係団体に属する者、地域の保健、医療又は福祉の分野を専門とする者その他指定療養通所介護の安全かつ適切なサービスの提供を確保するために必要と認められる者から構成される安全・サービス提供管理委員会(以下この条において「委員会」という。)を設置しなければならない。

- 2 指定療養通所介護事業者は、概ね六月に一回以上委員会を開催することとし、事事例等、安全管理に必要なデータの収集を行うとともに、当該データ等を踏まえ、指定療養通所介護事業所における安全かつ適切なサービスの提供を確保するための方策の検討を行い、当該検討の結果についての記録を作成しなければならない。
- 3 指定療養通所介護事業者は、前項の検討の結果を踏まえ、必要に応じて対策を講じなければならない。